

一宮市の主要情報システムにおける業務継続計画（概要版）

1. 計画書の名称・構成等

計画書の名称は、一宮市の主要情報システムにおける業務継続計画とした。構成は、本編と附属資料の2部構成とし、定期的にまたは随時に修正が必要となるもの、非公開情報については附属資料に編纂した。

2. 計画書の概要

（1）計画の趣旨・基本方針

本市の提供している行政サービスは、情報システムの利用が前提となっており、その実施・継続には、情報システムや情報通信ネットワークの稼働が必要不可欠である。また、これらの情報基盤は、早期普及のためにあらかじめ対策を講じておく必要がある。これらを踏まえた上で、本計画を策定し、災害・事故等、緊急時の重要業務の継続、早期の復旧を実現する基盤を整えることとする。

基本方針は、来庁者、職員、その他の関係者の安全確保を第一とし、市民の生命の安全確保、市民生活や地域経済活動の早期復旧のために必要となる本市の情報システムについて、運用を継続し、又は最優先で復旧する。

（2）運用体制と役割

計画の運用管理は、平常時には、一宮市セキュリティ委員会（委員長：副市長）を中心とした体制で実施する。また、災害発生等、緊急時は、災害対策本部が設置された場合には、その指揮に従い、設置されない場合には、独自の体制を構築し、業務の復旧・継続を実施する。

（3）想定被害

南海トラフ地震を想定した。

（4）重要システム

復旧優先順位・復旧目標時間を設定した。詳細は情報セキュリティ確保のため、非公開とする。

（5）緊急時対応・復旧計画

ア. 緊急時体制、各グループの役割、対応要員と参集ルール

緊急時の対応体制を災害対策本部が設置された場合は、情報班は班長・情報システム課長、副班長・情報システム課専任課長、「基幹系システム・NW復旧グループ」「情報系システム・NW復旧グループ」「クラウド・ASP・共同利用・独立系システム、情報収集、応援グループ」からなる。災害対策本部が設置されていない、または設置されない場合も、設置された場合に準じた体制を敷く。

この体制の下で、各グループごとに被害状況の確認と復旧などの役割を定める。

また、対応要員、参集の基準、確認手段・方法等を定める。

イ. 緊急時における行動計画、代替・復旧の行動計画

緊急時における行動計画は、「参集前」から「業務継続・代替復旧開始活動の判断」まで、項目ごとに手順を定める。また、代替・復旧の行動計画は、「復旧時間・不足物資等の見積もり」から「復旧システム運用開始」まで、項目ごとに手順を定める。

ウ. 緊急連絡リスト

情報システム課職員と主要な外部事業者の名簿を附属資料に備える。

エ. 被害チェックリスト

次の6つの項目について様式を定め、これにより確認を行う。

①安否（職員・委託事業者・来庁舎）、②庁舎の被害、③ネットワークの確認、④システム利用（稼働状況）の確認、⑤サーバの稼働状況の確認、⑥「バックアップ媒体の被害状況の確認

（6）リソースの現状（脆弱性）と代替の有無

次の項目について、現状（脆弱性）と代替手段を把握する。

①庁舎の状況、②システム機器設置場所の状況、③ネットワークの状況、④サーバの状況、⑤重要情報のバックアップ及び外部保管の状況、⑥情報システム課職員の参集可能性の評価、⑦主要な外部事業者との関係、⑧電力供給、通信手段に関するリスク

（7）被害を受ける可能性と事前対策計画

現状の脆弱性と対策の実施計画、対策が未決定の問題点を整理し、今後の課題を明確にするとともに、緊急時を想定した必要最小資源を把握した。

（8）計画の運用・見直し・訓練

本計画の運用について情報システム課の役割を定める。見直し・修正ルールについては、簡易な修正等は、情報システム課で随時行い、重要事項の見直しは、一宮市セキュリティ委員会の承認を受ける。

訓練計画について、「緊急連絡・安否確認訓練」「机上訓練・初動訓練」「システム復旧訓練」の3種類とし、「システム復旧訓練」を除き、年1回実施する。